



## 工業統計調査について

工業統計調査は、わが国の製造業に関する基本的な資料を作成するため、明治41年にはじめて実施されて以来、その累計結果は、工業統計表（工場統計表）として広く各方面で利用されています。

調査の種類は、年間調査、月次調査および内調査の3種類です。

- 1 年間調査は、従業者4人以上の事業所（製造、加工または修理を行つてない本社または本店を除く。）を対象とするものです。
- 2 月次調査は、従業者3人以下の事業所（製造、加工または修理を行つてない本社または本店を除く。）を対象とするものです。
- 3 内調査は、事業所2以上を経営する企業の本社または本店を対象とするものです。

## 記入注意

### 一般事項

- (1) 調査期間が、昭和33年1月1日から12月31日までとなつてある事項については、昭和33年12月31日にもつとも近い帳簿締切日（会計年度の決算期日ではありません。）から、さかのぼつて1年間（たとえば、毎月帳簿切日が25日の場合は、昭和32年12月26日から昭和33年12月25日まで）の事実について記入してもさしつかえありません。
- (2) 調査項目には、青インキまたは黒インキを用いて墨書きではつきりと記入して下さい。カーボンペーパーまたはタイプライターによつて記入してもさしつかえありません。
- (3) 数字は、必ず1, 2, 3のようなアラビヤ数字を用いて下さい。
- (4) 金額は、千円未満を四捨五入して記入して下さい。ただし、3 資本金額または出資金額の欄は、円未満を切り捨てて万円単位で記入して下さい。
- (5) 諸該当項のない欄には、必ず斜線を引いて下さい。
- (6) 4 制造品販売額および加工費収入額、10 委託生産品の出荷額および11 製造工場数の記入にあつて、調査欄の間に書きつくせないとときは、補助紙を用いて下さい。この場合、調査欄には、「補助紙につづく」、「以下別紙」などの字句を記入するとともに、補助紙には、必ず本社または本店の名称を付けて下さい。ただし、補助紙を用いた場合でも、計のあるものについては、補助紙ではなく、必ず調査票のきつた欄に記入して下さい。
- (7) 工場等が提出する開業登記または乙に、この調査票の7欄から10欄までの事項について、本社または本店に関する事項が記入されている場合には、1本社または本店名、2本社または本店所在地、3 資本金額または出資金額、4 組織、5 製造工場との関係、6 主要業務、11 製造工場名簿および12の合計についてのみ記入して下さい。

### 調査事項の説明

- 1 本社または本店名、2 本社または本店所在地  
たとえば、株式会社日野工場所、岡本製作所等会社のように企業の名称を記入し、本社または本店所在地には、都道府県名以下番地まで記入して下さい。
- 3 資本金額または出資金額（会社に限る）  
昭和33年12月31日現在で、払込済の「資本の額」または「出資の額」を、円未満を切り捨てて万円単位で記入して下さい。
- 4 組織  
5 組合とは、法人格を持つ組合をいいます。したがつて、法人格を持つない匿名組合などは、6人個として下さい。
- 6 主要業務  
イ 製造品販売額および加工費収入額

- (1) 製造品とは、この企業の所有に属する原材料によって製造された製品および原材料を他に支給して製造させたものをいい、転売品は含めないで下さい。
- (2) 加工とは、他の企業から支給された原材料によって製造し、あるいは、他の所有に属する製品、半製品に加工、処理を加え、これによつて加工費を受け取る場合に限ります。
- ロ その他の営業収入額  
その他の営業とは、製造加工以外の業務、たとえば、商業、水産業、運輸業、建設業等をいいます。
- (注意) 6 製造品販売額および加工費収入額と ロその他の営業収入額の記入の方法について

(1) たとえば、ある企業において、工業統計調査申告用商品分類（甲および丙用）の製造品および加工品分類表に掲げられている★印のついた品名による製造品販売額および加工費収入額の内訳額は、バルブ17億5,000万円、洋紙12億5,000万円、伝票10億円、また、製造品販売額および加工費収入額以外のその他の営業収入額が10億円となつてゐる場合には、以上の合計額すなはち、50億円を100とするそれぞれの割合（%）をイ製造品販売額および加工費収入額の各項目の合計額の割合（%）を記入して下さい。すなはち、イ製造品販売額および加工費収入額の合計額の各欄には、1バルブ35%, 2 伝票25%, 3 伝票20%と記入し、ロその他の営業収入額の割合（%）には、20%と記入します。

この場合、イの1バルブ、イの2 伝票、およびロその他の営業収入額の合計額のそれぞれの割合が100%となるのであります。イ製造品販売額および加工費収入額の内訳となるバルブ、洋紙および紙のそれぞれの割合の合計のものが100%とならないようにして下さい。

(2) イ製造品販売額および加工費収入額の記入にあつては、工業統計調査申告用商品分類（甲および丙用）の製造品および加工品分類表の★印のついた品名に該当するものがあるかどうかを確かめて下さい。該当するものが見当らないときは品目（6行番号の品名）あるいは例示を見て下さい。それでもなお該当するものが見当たらない場合は、また、該当するかどうか疑わしい場合には、改訂上用いている新規品名によつて記入して下さい。なお、このようないくには、その製造品および加工品の性質、用途等に関する説明を備考欄に記入して下さい。

7 本社または本店の常用労働者数および常用労働者現金給与総額

#### イ 常用労働者数

専門労働者であつても、長期欠勤者等で、この月においてかかる給与も算定されなかつた者は、常用労働者に含めなで下さい。

職員とは、専用労働者のうち、技術的、管理的、専門的または審議的職務に従事する者をいいます。

労働者は、専用労働者のうち職員以外の者をいいます。たとえば、製造、加工、梶立、修理の作業に従事する者およびこれらの補助的作業とみなされる検査、包装、運搬などの作業に従事する者をいいます。また、守衛、門衛、小便、洁仕、掃除、請方なども労働者に含めて下さい。

会社または団体の役員であつても、普通一般の労働者が従事する職務を兼ねて、労働者と同じように給与を受けている者は、その従事する職務に従つて、職員または労働者に含めて下さい。

職員と労働者の職務を兼ねている者は、その勤務した時間の長短に従つて職員または労働者のいずれかに含めて下さい。

□ 常用労働者現金給与総額  
常用労働者現金給与総額には、所得税、保険料、組合費、賃人代金などを差し引かなければ現金の金額を記入して下さい。

常用労働者に対して、まとめて支給する給与とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則によつて、あらかじめ定められている給与条件、算定期定法によつて算定された基本給（月給、日給、時間給等）および諸手当（家族手当、年齢手当、勤続年数手当、勤務手当、特種作業手当、超過勤務手当、物価手当、通勤手当、有給休暇手当、休業手当等）をいいます。これらについては、実際に支払われた金額および支払うべき金額（昭和33年1年間分）として算定された金額を記入して下さい。

特に支払われた給与とは、一時的、突然的理由に基いて、きまつて支給する給与のはか支払われる突破資金、越年資金、期末賞与、結婚手当等をいいます。これらについては、昭和33年1年間に実際に支払われた金額を記入して下さい。

その他の給与とは、専用労働者に対する以上の給与以外のすべての現金給与（退職金、解雇予告手当等）をいいます。これらについては、昭和33年1年間に実際に支払われた金額によつて記入して下さい。

8 製造品、原材料および燃料の在庫額

(1) 本社または本店勘定に属する製造品（副資材を含む）、原材料および燃料の在庫額のうち、昭和33年工業調査票甲に含まれているものについては記入しないで下さい。金額は、帳簿価額によつて記入して下さい。

帳簿価額により難いときは、年初および年末の見積市価によつて下さい。

(2) 下請加工のために、他から支給された原材料または下請加工した製造品を

本社・本店の倉庫などに保管している場合には、在庫に含めないで下さい。

#### 9 有形固定資産の取得額、除却額および減価償却額

本社または本店勘定に属する有形固定資産のうち、昭和33年工業調査票甲に含まれているものについては記入しないで下さい。

#### 10 取得額

(1) 購入または同一企業に属する他の事業所からの購入、あるいは建設仮勘定からの振替は、その資産の取得の際の帳簿価額あるいは投替額を、その資産が新規のものか中古のものかにて区分して記入して下さい。ただし、外國から直接に輸入したものの（貿易業者等を通じて輸入したものも含む）、中古のものも新規のものとみなして下さい。

(c) 設置、自作製作または建設仮勘定からの振替は、その資産の取得の際の帳簿価額を該当に記入して下さい。

(d) 均改修、改造、増設等によつて既存の資産が増加した場合は、その増加額を該当に記入して下さい。

(e) 資産再評価による既存資産の帳簿価額の増加は記入しないで下さい。

(f) 帳簿価額により難いときは、購入額によつて下さい。

#### 11 除却額

(1) 損害、売却、同一企業に属する他の事業所への引渡しまたは滅失によつて、その資産が帳簿から除却された場合は、その除却の際の帳簿価額またはは景気回復から減価償却費の累計額を差し引いた現在残額を、また、災害等による百分比の損失に伴い、その資産の帳簿価額が減少した場合は、その減少額を記入して下さい。

(c) 帳簿価額により難いときは、見積額によつて下さい。

(3) 減価償却額  
昭和33年1年間に、本社または本店の所有に属する有形固定資産の減価償却費として計上された金額、すなはち、直線法による場合には、有形固定資産査定額によって控除した金額を、また、直線法による場合には、移行計算引当金に加えられた金額を記入して下さい。

#### イ 建物および構築物

(1) 建物には、新設工場、事務所のほか、社宅その他の経営付属物（構外のものも含む。）ならびにエレベーター、暖房、照明、通風等の付属設備を含めて下さい。

(2) 構築物には、Dフック、梯、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、座礁等の地上に定着する土木設備または工作物ならびに舗道、駐車場等の整地（減価償却の対象となるものに限る。）を含めて下さい。構外のものも含めて下さい。

#### ロ 機械および装置

(1) 順動機類、製造加工用の機械および装置などのほか、コンベヤー、ホイスト、起重機（建物に付属するものを除く。）等の生産設備、その他の付属設備を含めて下さい。

(2) 煙突炉、煤灰窓、分離塔等、物に物理的または化学的変化を加える装置設備を含めて下さい。

#### ハ 船舶、車両、運搬機および耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

(1) 船舶および水上運搬具ならびに鉄道車両、自動車、その他土上運搬工具（泥引馬および牛を含む。）を含めて下さい。

(2) 事務用器具、什器、備品等は、耐用年数1年以上で1万円以上のものを記入して下さい。

#### ニ 土地

土地には、工場および事務所の敷地のほか、社宅用地、運動場、農園等の経営付属用の土地（構外のものも含む。）を含めて下さい。

#### 10 本社または本店が発注した委託生産品

(1) 委託生産とは、原材料を他の企業の工場などに支給して販売用の製品や部分品の製造を委託し、あるいは、この企業の製造工場の中間製品などに対する加工、処理などの仕事を他の企業の工場などに委託する場合をいいます。原材料を支給しないで、他に製造させる、いわゆる注文生産の場合は含めないで下さい。

(2) 本社または本店が発注した委託生産品でも昭和33年工業調査票甲に含まれているものについては、ここに記入しないで下さい。

#### 11 製造工場名簿

(1) この企業の経営する製造工場ごとに該当欄に記入して下さい。

(2) 常用労働者数の記入にあつては、7の常用労働者の範囲に従つて下さい。